

## 茨木市暴力被害女性等緊急一時保護等事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、配偶者、恋人、配偶者以外の親族等（第1において「配偶者等」という。）から暴力被害を受けている女性等（以下「被害者」という。）の緊急一時保護を行う事業（以下「緊急一時保護事業」という。）及び緊急避難支援を行う事業（以下「緊急避難支援事業」という。）（以下これらを「緊急一時保護等事業」という。）を実施することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

### (緊急一時保護事業の実施)

第2 緊急一時保護事業は、被害者の緊急一時保護を行っている団体に委託して実施する。

### (緊急一時保護事業の内容)

第3 緊急一時保護事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害者の受入れ
- (2) 受け入れた被害者に対する安全かつ衛生的なプライバシーに配慮された生活空間の提供
- (3) 緊急一時保護施設に入所した被害者（次号、第6号及び第7号において「入所被害者」という。）に対する食事又は食材の提供
- (4) 入所被害者に対する入浴及び被服の提供
- (5) 相談及び情報の提供
- (6) 行政機関との面接のための入所被害者の移送
- (7) 入所被害者との速やかな連絡（夜間を含む。）
- (8) 関係機関との所要の連絡
- (9) 保護記録、報告書類等の作成

### (緊急避難支援事業の内容)

第4 緊急避難支援事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支援を実施する。

- (1) 避難のために交通手段の利用が必要な場合 次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支援
  - ア 公用車の手配ができるとき 公用車の利用
  - イ 公用車の手配ができないとき タクシーの利用に要する費用の助成
- (2) 一時保護施設へ入所するまでに食事及び乳児用の紙おむつが必要な場合 食事及び紙おむつの購入に要する費用の助成

2 前項第1号イのタクシーの利用に要する費用の助成の上限額は、1回の保護につき6,500円とする。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、6,500円を超える額を助成することができる。

3 第1項第2号の食事及び紙おむつの購入に要する費用の助成の上限額は、対象者1人につき1日当たり1,000円とする。

(対象者)

第5 緊急一時保護等事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 緊急一時保護等事業の利用を希望する被害者及びその者と同伴する者

(2) 市内に居住している者

(3) 所持する金銭がきわめて少なく、経済的に困窮している者

(4) 他の施設において、現に一時保護を受けていない者

(利用の申請)

第6 緊急一時保護等事業を利用しようとする者は、茨木市緊急一時保護等事業利用申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、口頭で申し込むことができる。

(利用の決定)

第7 市長は、第6の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて利用を決定し、申請者に対して茨木市緊急一時保護等事業利用決定通知書(様式第2号)により通知し、緊急一時保護及び緊急避難支援(第8において「緊急一時保護等」という。)を速やかに実施するものとする。

(緊急一時保護等の期間)

第8 緊急一時保護等を実施する期間は、当該被害者の生命及び身体の安全が確保できるまでの期間とする。

(委託団体への通知)

第9 市長は、第7の規定による利用の決定をしたときは、緊急一時保護事業を委託している団体に対して茨木市緊急一時保護事業利用決定連絡書(様式第3号)により通知する。

(利用の取消し等)

第10 市長は、虚偽その他不正の手段により緊急一時保護等事業の利用の決定を受けた者がいるときは、当該利用の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により緊急一時保護事業の利用の決定を取り消した場合は、当該取り消された者を入所施設から退去させることができる。

3 市長は、第1項の規定により緊急避難支援事業の利用の決定を取り消した場合は、当該取り消された者に対し支給した助成金の全部又は一部を返還させることができ

る。

(秘密保持)

第11 緊急一時保護等事業に関係する者は、緊急一時保護等事業に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、緊急一時保護等事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申込先）茨木市長

住 所  
氏 名

茨木市緊急一時保護等事業利用申込書

緊急一時保護事業及び緊急避難支援事業の利用を次のとおり申し込みます。

1 理 由

2 同伴する者

氏名	続柄	生年月日

3 希望する支援（緊急避難支援事業の利用を希望する場合のみ記入してください。）

内容	希望の有無
公用車の利用又はタクシーの利用に要する費用の助成	有・無
食事に要する費用の助成	有・無
紙おむつの購入に要する費用の助成	有・無

様式第2号（第7関係）

茨 第            号  
                  年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市緊急一時保護等事業利用決定通知書

          年    月    日付け申込みの（緊急一時保護事業・緊急避難支援事業）の  
利用は、次のとおり決定したので、通知します。

利用内容

緊急一時保護事業

・利用期間

          年 月 日～            年 月 日

緊急避難支援事業

・内容

様式第3号（第9関係）

茨 第 号  
年 月 日

様

茨木市長

茨木市緊急一時保護事業利用決定連絡書

次のとおり茨木市緊急一時保護事業の利用を決定したので通知します。

- 1 利用者の住所、氏名及び生年月日  
住所  
氏名  
生年月日
- 2 利用期間  
年 月 日から 年 月 日まで